

事後情報の機能と会計測定システム*

小樽商科大学助教授 山本 真樹夫

* 本稿の基本的着想は、久野光朗教授を中心とする小樽商科大学会計研究会での報告から得られたものである。研究会に参加されている先生方からは、事後情報の機能に関して御教示を頂いた。ここに記して感謝する次第である。

I 問題提起

1960年代、とりわけ ASOBAT (AAA, A *Statement of Basic Accounting Theory*, 1966) の公表を契機として、会計情報の意思決定への役立ちが強調されてきた。この主張が依拠する一般的枠組では、意思決定の結果に影響をおよぼす将来の不確実な事象に対して情報がその不確実性を軽減しうる場合、その場合にのみ情報は価値を持つ、とする。したがって、情報は意思決定前に将来の事象を報知するものでない限り価値を持たない。

換言すれば、従来の枠組でいわれていた情報の有用性は、事前情報（意思決定前情報）の有用性を強調するものであった。財務会計情報についていうならば、投資家が選択しうる代替的投資行動がもたらすであろう将来の収益とリスクの評価に役立つことこそが、財務会計情報の有

用性である。

したがって、通常理解されているように、財務会計情報を公表された事後情報であるとするならば、その直接的な有用性は疑わしい。財務会計情報は、直接、将来の事象を報知するものではないからである。むしろ、意思決定者が将来事象を予測するさいのインプット・データとしての役立ちが強調される注(1)。その意味では間接的な有用性を持つにすぎない。

しかし、近年の情報経済学あるいはエイジェンシー理論は事後情報にも価値があり、潜在的な需要が存在していることを示唆している注(2)。

そこで本稿では、示唆されている事後情報の機能を、かなり粗い形ではあるが、概観し、現行の複式簿記を基本構造とする企業会計の測定構造がかかる機能といかなる関係にあるのかを

注(1) この場合、いわゆる予測能力アプローチが会計情報の有用性を評価する有力なアプローチとなる。Cf. Beaver, W. H., J. W. Kennelly, and W.M. Voss, "Predictive Ability as a Criterion for the Evaluation of Accounting Data", *The Accounting Review* (Oct., 1968), pp. 675~687, reprinted in R. Bloom and T. A. Elgers eds. *Accounting Theory and Policy* (Harcourt 1981), pp. 130~140.

検討していくことにしたい。

従来の分析的な情報論研究は情報をきわめて一般的レベルで取り扱い、その研究成果をどう会計研究に取り入れていくかは、いまだ試行錯誤の段階にあるといえよう。Felthamは次のように述べている。

「情報経済学研究が外部会計報告の影響と需要に関する理解に有意義な貢献をなしうるためには、会計情報の構造的要素を明確に意識した分析を行なうことが不可欠である。」注(3)

本稿はかかる研究方向に対するひとつの試論である。会計測定構造に関しては、筆者がこれまで提起してきた「会計的思考モデル」を基礎とする注(4)。そして期間損益計算を一元的目的とする会計測定構造観を批判的に吟味する。

II 事後情報の機能

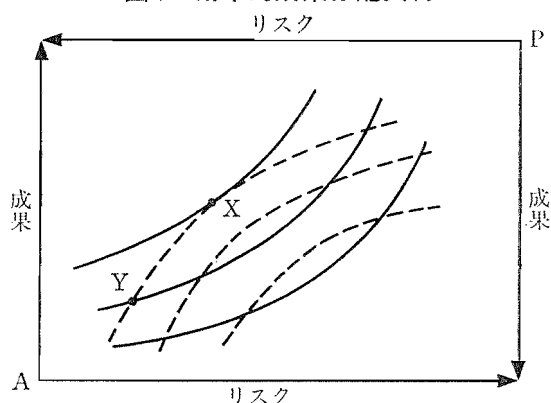
情報経済学の焦点が単数人モデルから複数人モデルに移るにしたがって、事後情報の機能が明らかにされてきた。複数人モデルでは、個人の意思決定ばかりではなく、参加者間の契約の問題が採り上げられ、そのことによって事後情報の機能が認識されてきたといえよう注(5)。

しかし本稿ではこれらモデルのサーベイを行なうことは不可能なので、きわめて粗い状況設定の下で事後情報の機能を概観することにした。

いま、複数(さしあたり2人)の人間が企業を設立し、各々が企業成果の分け前にあずかるという状況を設定しよう。いうまでもなく、企業成果は2人の生産的行動と、その時の環境条件に依存する。環境条件が所与であれば、一般的に企業成果は行動(努力)の増加関数である。また、企業設立時(契約時)においては企業成果は不確実であり、したがってリスクを伴う。

さて、企業設立時において両者は成果分配契

図1 効率的成果分配契約



約を結ばなければならない。企業成果はリスクを伴うから、この分配契約は両者のリスクに対する態度にも影響される。一般的にいて、リスクが同一であるならばより大きい成果が望ましいであろうし、また成果が一定であるならばより小さいリスクが望ましいであろう。したがって当事者の一方であるAの効用は図1の実線で示された無差別曲線で表わすことができよう注(6)。この無差別曲線の形状がAのリスクに対する態度を表わし、左上の曲線ほどAの効用が高い。

注(2) 本稿における事後情報の機能に関しては主として、Feltham, G. A., "Financial Accounting: Contributions of Information Economics and Agency Theory", in R. Mattessich ed. *Modern Accounting Research: History, Survey, and Guide* (CCGA 1984), pp. 179~207 を参考とした。

注(3) Feltham, *op. cit.*, p. 200.

注(4) 山本真樹夫「会計的思考の論理——会計的思考モデル試案——」, 東北大学経済学会『研究年報経済学』Vol. 45, No. 2 (Aug., 1983), pp. 75~89.

注(5) Feltham は、外部報告会計は次の2つの役割を果たすものでなければならないとしている。

意思決定情報としての機能 decision-informativeness role

契約遂行機能 contract-implementation role

Feltham, *op. cit.*, p. 199.

注(6) Van Horne, J. C., *Financial Management and Policy* 4th ed. (Prentice-Hall 1977), p. 51, Fig. 3-1 Hypothetical indifference curves.

もう一方の当事者であるPの無差別曲線を180度回転させ、Aの無差別曲線に重ね合せると図1の破線で示されるとおりとなる。初期の成果分配契約がY点であったとすると、契約をX点に変更することにより、Pの効用を変化させることなしにAの効用を改善することができる。すなわちX点はPareto効率的な契約であり、リスクをAとPとに効率的に分配する契約である。

かかる効率的なリスク分配を達成するためには、事後に成果がいくら獲得されたかを両者に知らせる(公表される)情報システムが存在しなければならない。もし、この事後的成果公表情報が存在しなければ、契約は非Pareto効率的なY点に留まるであろう。したがってリスク分配の効率性の改善からもたらされる効用の増加分が、情報システムのコストを超過する限り、かかる情報システムへの需要は存在する。

かかるリスク分配の効率性を改善する事後情報は、当事者がリスクを分配するために当該情報システムに喜んで支払をするという意味で、insurance-informativeな情報と称される注(7)。ここではその意味を考慮して分配リスク保険的信息と呼んでおくことにする。これが事後情報の第1の機能である。

さて上記の設定は生産的行動を所与とし、問題はもっぱら成果の分配面を扱うものであった。次に企業成果は行動と環境条件の変数であるとし、出資者はP一人であるが、生産的行動はAに委任するという状況(エイジェンシー関係)を設定することにしよう。一般にAは生産的行動(努力)に対して負の効用を持つ。Pの効用は成果に対する増加関数である。したがってAに、Pの効用と一致した行動を採らせるために、Aと成果に対する増加関数となる刺激的報酬契約を結ぶ。Aは成果に応じた報酬を期待するから、

生産的行動に正の効用を持つことになる。

この契約が成立するためには事後にいくらの成果が獲得されたかを両者に知らせる(公表)情報システムが存在しなければならない。このように情報システムがAの行動を刺激する場合、incentive-informativeな情報という注(8)。ここではその意味を考慮して行動刺激的信息と呼んでおくことにする。これが事後情報の第2の機能である。

もし、企業成果がもっぱらAの行動にのみ依存し、かつAの効用が行動(負の関係)および成果関連的報酬(正の関係)にのみ依存するのであれば、成果に関する事後の公表情報は分配リスク保険的機能と行動刺激的功能の双方を満足する。したがって、成果と会計的利益との関係をどう考えるかは別とすれば、期間損益計算を一元的目的とする会計測定構造観はそれなりの妥当性を有することになる。

しかし、成果はAの行動と環境条件の双方に依存する。この場合、成果情報しか双方に公表されないのであれば、Aは成果に対する責任を環境条件の変化のせいにする場合があるだろう。この場合、事後的な環境条件に関する情報も、Aの環境適応行動に対する行動刺激的信息となりうる。

また、Aが職務に伴う役得や余禄(たとえば社会的ステータスの上昇や美人秘書のサービス等)に効用を持つ場合、Pの効用に反する行動を採る可能性がある。すなわち、こうしたAの効用の増加は成果の減少をもたらす、成果関連的報酬を減少させるが、役得の効用が報酬の減少によ

注(7) Feltham, *op. cit.*, pp. 199~200.

注(8) *Ibid.*, pp. 199~200. なお、本文で示したように、A(代理人)がP(本人)の効用に反する行動を選択する場合は、一般に「道徳破綻 moral hazard」, 「逆選択 adverse selection」の問題として知られている。

る効用の減少を上回るかぎり合理的なAはPの効用に反した行動を採る。この場合、Aの行動をモニターする情報システムに対し、Pからの需要が存在するであろう。この需要の要因も行動刺激的な事後情報の機能にある。

さらに、AとPとの間に情報の不均衡が存在する場合、たとえばAがPの知らない私的情報を持っている場合、Aは一定の成果を満足する条件下で自らの効用を最大化する行動に出るかもしれない。この場合、Aの行動に関する事後的な情報はAの持つ私的情報のシグナルとなり、したがってAに対する行動刺激的機能を持つことになる。

以上、概観したように、事後的公表情報は、少なくとも、分配リスク保険的機能と行動刺激的機能の2つの機能を持つ。そして会計情報が両者の機能を果たすためには、少なくとも、企業成果と企業(経営者)行動に関する情報を提供しなければならない、というのがこれまでの議論から導かれる命題である。

われわれの関心は、事後的公表情報と理解されている財務会計情報がはたしてそのような機能を満足するように形成されているのかどうかである。

すでに指摘したように成果情報のみが両者の機能を満足する条件はきわめて限られている。したがって、成果と会計的利益との関係をめぐる諸問題は別としても、期間損益計算を一元的目的とする会計測定構造観は、きわめて限定された条件の下でしか妥当性をもちえない。そこで次節以降では、複式簿記を基本構造とする会計測定システムを、上記命題を基礎に、検討してみたい。

III 事後情報の機能と財務諸表

いうまでもなく現行の財務報告は損益計算書

と貸借対照表の2つの財務諸表を基本的報告手段としている。この2つの財務諸表が前節で議論した事後情報の2つの機能を満足させる情報内容を持っているかどうか、まず検討されなくてはならない。

いま、 t 期の経営者行動がすべて t 期の成果計算に反映されるという状況を考えてみよう(1期間モデル)。

$$t \text{ 期の成果} = f(t \text{ 期の行動})$$

そして、収益・費用が経営者の生産的行動の内容を表わし、利益がその成果を表わすのであれば、上記の式は

$$\text{利益} = \text{収益} - \text{費用}$$

に変換され、損益計算書は企業行動と企業成果の双方の情報を伝達するものであり、分配リスク保険機能と行動刺激的機能の双方の事後情報の機能を満足する報告書となる。貸借対照表は、この場合、分配可能成果の形態を示すにすぎない。あるいは1期間モデルにおいて、成果が貨幣的成果(現金)を意味するのであれば貸借対照表は存在しない。

ここで重要な点は、損益計算書は単なる成果計算書ではないという点である。事後情報の機能を考慮するならば、成果としての利益情報と同程度に、あるいはそれ以上に経営者行動を表わす収益・費用の明細情報の意義が重視されなくてはならない。

すなわち、分配対象となる成果の量に関する情報のみならず、その成果をもたらした経営者行動を記述する成果原因、あるいは成果源泉に関する情報が必要である。そして、少なくとも1期間モデルでは双方の情報が損益計算書によって報告される。

ただし、1期間モデルにおいて、成果が貨幣的成果(現金)を意味するのであれば、収益は収入源泉(原因)と同義になり、費用は支出源泉

(原因)と同義になり、したがってキャッシュ・フロー計算書が事後情報の機能を満足する報告書となる。

1 期間モデルでは、上記のように、損益計算書が事後情報の機能を満足する必要情報を提供している、ということができよう。したがって、期間損益計算を一元的目的とする会計測定構造観は妥当性を持つ。しかしこの妥当性は、一期間の経営者行動がすべて成果計算に反映されるといふ非現実的条件の下で成立するにすぎない。

現実的な多期間モデルを前提とするならば、ある期間の成果は当期の経営者行動からのみならず、過去の経営者行動の一部からもたらされる。また当期の経営者行動の一部は将来の成果に結びついている。このように経営者行動と企業成果との間に期間的なズレがある場合、損益計算書のみでは事後情報の機能を果たす必要情報を提供することはできない。

従来いわゆる動的会計理論においては、貸借対照表は、多期間モデルにおける、成果計算と収支計算とのズレを意味する未解決項目の収容場所であるとされた。すなわち、貸借対照表は独自の情報内容を持つものではなく、当期の成果計算と次期の成果計算との計算的連続性を保証する計算場所にすぎない、とされてきた。

もしそうであるならば、事後情報の機能を満足する成果情報は会計情報から得られるにしても、経営者行動に関する情報は得られない。

そこで、貸借対照表は経営者行動に関する情報内容を持つとする会計測定構造観が意義を持つことになる。その代表的な見解が貸借対照表を資金の調達源泉と運用形態とを対照表示した計算書であるとする見方であろう。

すなわち、経営者の行動は、会計上、企業資金の運動として認識され、その資金の運用形態と調達源泉を示すことが経営者行動を会計的に

表現することにほかならない。したがって、貸借対照表は借方に企業資金の運用形態を表示し、貸方に企業資金の調達源泉を表示することにより、経営者行動を情報内容として持つ、と解釈される。

しかし、この解釈にも事後情報の機能という観点からすれば問題を提起せざるをえない。なぜなら、経営者行動が、会計的に、企業資金の運動として認識されるという場合、それは資金形態面と資金源泉面とを相対立する両局面とする資金フローを意味する。しかし、貸借対照表は資金フローではなく、ストックとしての資金の両局面を表示するにすぎない。現在の企業資金のストックがどうあれ、それが期中にいかなる運動をしたかを表示しなければ、経営者行動を表示するものとはいえない。

したがって、貸借対照表とは別に資金フローを表示する資金計算書(財政状態変動表)に対する情報需要が存在することは事後情報の機能を考えるかぎり当然のことといえよう。この場合、さしあたり資金計算書の資金概念、あるいはその形式の問題を別とすれば、資金計算書は経営者行動に関する情報内容を持つものと解釈される注(9)。

以上のように多期間モデルでは、資金計算書が経営者行動を表現する財務表となる。したがって、資金計算書は事後情報の機能を考慮するかぎり不可欠の財務表として位置づけられな

注(9) たとえば、Heathは資金計算書の1類型としての「財政状態変動表」を現金収支計算書、財務活動計算書、および投資活動計算書の3つの計算書に区分し、代替することを提案している。この提案の前提には、損益計算書および貸借対照表によって表示されない経営者活動が資金計算書によって表示されうるとする思考が見うけられる。Heath, L. C., *Financial Reporting and the Evaluation of Solvency* (AICPA 1978), pp. 109~135. 鎌田信夫・藤田幸男訳『財務報告と支払能力の評価』(国元書房, 1982), pp. 137~170.

ればならない。

Ⅳ 経営者行動情報と 「会計的思考モデル」

前節での議論から明らかになったことは、会計情報が事後情報の機能を満足するためには、成果計算において成果の量を測定することのみならず、成果をもたらした経営者行動を記述する成果原因ないし成果源泉に関する情報が不可欠であること、および多期間モデルにおいては当期の成果に結びつかない経営者行動を記述する資金フローに関する情報が必要とされること、の2点である。

それでは現行の複式簿記を基本構造とする企業会計はこうした事後情報の機能を満足する構造を持っているのであろうか。現行の複式簿記システムにおいては、成果に関する情報は損益計算書によって、また資金ストックに関する情報は貸借対照表によって提供されていると解釈できよう。しかし資金フローに関する情報は複式簿記システムの直接的産物として提供される構造とはなっていない。したがって、現行の企業会計は事後情報の機能を満足するためには不十分な測定システムなのであろうか。

かかる問題にアプローチするためには、筆者が再三指摘してきたように、複式簿記という独特の記号システムに対する意味論的考察が必要であろう。なぜなら、資金フローに関する情報を提供する資金計算書といえども複式簿記システムと無関係な計算書ではない。複式簿記システムから提供される情報を基礎に作成される。損益計算書も貸借対照表も、そして資金計算書もいずれも仕訳という共通のデータ・ベースを基礎としている。したがって、仕訳の意味、換言すれば、会計測定者が企業の経済事象を認識

・測定するさいの思考様式を再検討することにより複式簿記システムの持つ情報内容を明らかにすることができ、そのことによって事後情報の機能と会計測定構造との関係を考えることができよう。

筆者はこれまでかかる意味論的観点から、会計測定者が企業の経済事象を会計的記号に表現するさいの思考様式を「会計的思考モデル」と称して提案してきた注(10)。この提案は基本的に仕訳という記号形式で表現される会計的記号の意味を明らかにすることを意図している。

「会計的思考モデル」によれば、企業の経済事象は資金形態面と資金源泉面を相対立する両局面とする資金フローとして認識される。この会計測定者の認識様式を慣習的な仕訳形式で示せば下記のとおりである。

資金の流入

(資金形態面) ×××
(資金源泉面) ×××

資金の流出

(資金源泉面) ×××
(資金形態面) ×××

無論、現行の複式簿記における仕訳がすべて上記の意味内容を持つわけではない。いわゆる交換取引と称される経済事象の仕訳は借方・貸方とも資金形態面または資金源泉面を意味内容とする。しかし、それは基本的認識様式の一種の応用形式であると理解される(「会計的思考モデル」の詳細については別稿注(11)を参照して頂きたい)。

注(10) 山本真樹夫(1983), *op. cit.* なお、この「会計的思考モデル」は杉本典之教授が提起された資金的2勘定系統説を基礎とするものである。杉本典之『引当経理と繰延経理』(同文館, 1981), pp. 83~102.

注(11) 交換取引の仕訳が形成される変形規則については、山本真樹夫(1983), *op. cit.*, pp. 81~82 参照。

さて、複式簿記システムの基本的認識様式が上記のようであるとすれば、会計情報は資金フローに関する情報である。そしてその形態面および源泉面を表示するという意味で、基本的に経営者行動に関する情報である、ということが出来る。したがって、複式簿記システムの全体的構造の原型は図2で示される構造となろう。

ここでいま資金概念の問題を別とし、形式面だけを見るならば、資金形態面集計表はいわゆる資金明細書と、また資金源泉面集計表はいわゆる資金運用表と同一の構造を持つ注(12)。したがって、複式簿記システムは、本来的には、成果計算のための測定システムではなく、経営者行動を資金フローによって表示する資金計算のための測定システムであるということができよう。

成果計算領域は資金源泉面集計表の一部から成り立っている。すなわち、会計的記号上、負債あるいは資本の増減を源泉面とする資金フロー以外の資金フローのうち、資金流入の資金源泉面において収益が、資金流出の資金源泉面において費用が定義されているのである。したがって、複式簿記システムの構造のみを考えるかぎり、負債の増減、資本の増減、そして収益および費用という会計的記号はいずれも資金フローの資金源泉面を示すという共通の意味をもっている。それらの区別はかかる資金フローをもたらし契約等の外生的要因を考慮した会計測定者の判断の問題である注(13)。

換言すれば、複式簿記システムにおいて成果計算領域は固有の領域ではなく、行動を表現する資金フローの、資金源泉面に関する計算領域の一部である。このことは「行動なくして成果なし」という常識的な命題と一致している。

かくして、複式簿記システムの原型と、損益計算書および貸借対照表との関係を示せば、図

図2 複式簿記システムの原型

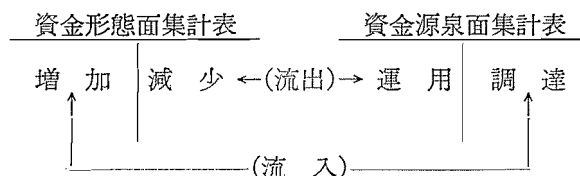
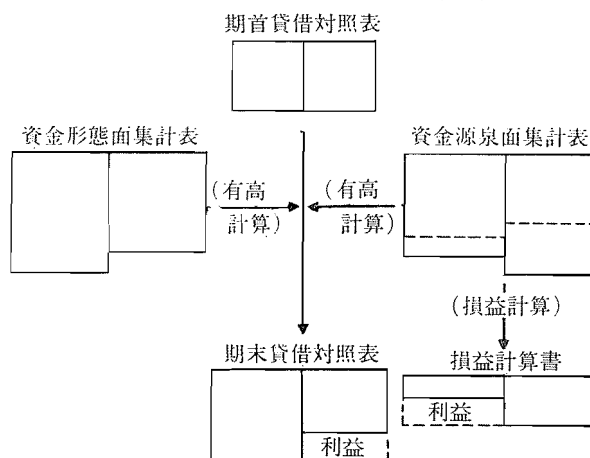


図3 複式簿記システムと財務諸表



3のように示すことができよう。したがって、複式簿記システムは経営者行動を表示する資金フローに関する情報、企業成果を示す損益計算情報、そして期末の資金ストックを示す貸借対照表情報と、少なくとも本稿で提示した事後情報の機能を満足する必要で十分な情報をその情報内容として持っている、ということができよう。

V 要約と提案

注(12) このように複式簿記システムの原型が資金計算と同一の構造を持つことは、山本真樹夫「会計的思考と会計測定構造——会計的思考モデルによる資金計算構造の分析を中心として——」『会計』Vol. 126, No. 3 (Sept., 1984), pp. 40~56 において指摘した。

注(13) 損益計算自体が経営者行動（意思決定）に対する会計測定者の判断の表明であることは、山本真樹夫「会計上の利益概念の意味」、『企業会計』Vol. 39, No. 8 (Aug., 1987), pp. 54~60, および「会計における交換取引の認識と測定——「会計的思考モデル」と損益計算——」, 小樽商科大学『商学討究』Vol. 38, No. 2 (Oct., 1987), pp. 1~26 で検討した。

本稿では事後的公表情報と理解される会計情報の有用性を事後情報の機能という観点から検討してきた。事後的公表情報は、少なくとも分配リスク保険的機能と行動刺激的機能との2つの機能を持つ。そして会計情報がかかる機能を満足するためには、少なくとも、企業成果に関する情報と経営者行動に関する情報とを提供しなければならない。

そこで企業会計の基礎をなす複式簿記システムがかかる情報を提供しうる構造を持つかどうかを、筆者の提案する「会計的思考モデル」を基礎に検討した。その結果、複式簿記システムは、成果計算のための測定システムではなく、むしろ経営者行動を表わす資金フロー計算のシステムとしての意義を持つことが明らかとなり、事後情報の機能を満足する情報内容を持つものという結論が導かれた。

しかし、現行の企業会計は損益計算書と貸借対照表のみを情報伝達手段としており、資金フローに関する情報はシステム内に潜在化している。換言すれば、元帳の残高記録という一部の情報のみが公表情報として顕在化し、事後情報の機能からすれば本質的な運動記録が潜在化した構造となっている。したがって、かかる運動記録を、たとえば資金計算書という形式で帳簿から顕在化させる構造を開発する必要があるだろう。

そして何よりも重要なことは、本稿で提示した複式簿記システムの原型を基本的な会計データ・ベースとして位置づけ、かかる会計データ・ベースに経営者行動を会計的に記述するのに十分な情報量を持たせるということである。

そのためには、交換取引の仕訳にみられるような応用的表記法を排し、企業の経済事象を全て資金流入と資金流出とを表わす基本的仕訳表

記法によってデータ化をはかる必要がある。

たとえば、簿価¥100の資産を¥120で売却したという取引に対し、

(現金)	120	(資産)	100
		(売却益)	20

という応用的仕訳においては、現金 ¥120 の増加を示すことができても、その原因となる経営者行動に関する情報は失われてしまう。たしかに資産の減少から資産売却による資金調達行動を類推することはできても、資産減少額は ¥100 であり、資金調達額の ¥120 ではない。したがって、売却益記録から資金調達額 ¥120 を類推するしかない。

これに対して、上記取引を基本的仕訳表記法にしたがって、

資金流入

(現金)	120	(資産売却収入)	120
------	-----	----------	-----

資金流出

(資産売却原価)	100	(資産)	100
----------	-----	------	-----

とするならば、資金流入の資金源泉面において資金調達行動が、また資金流出の資金源泉面において資産処分行動が明らかとされ、経営者行動を記述する情報となる。

このように、全ての取引を企業への資金流入と資金流出とを表わす基本的仕訳形式に還元してデータ化することにより、本稿で提案している会計データ・ベースははじめてその機能を獲得する。

かくして、本稿での提案は会計データ・ベースの構築と同時に、現行の複式簿記における仕訳のあり方にも再考を促す提案を含んでいる。さらに、伝統的な簿記教育、とりわけ資産、負債、資本、収益および費用概念の実質的定義を避け、その形式的結合関係のみに注目する取引要素説的教育も再考されなければならない。